

5. 酒田市立平田中学校教育振興会会則

第一章 総 則

- 第1条 (名称及び事務局)
本会は平田中学校教育振興会といい、事務局を平田中学校内に置く。
- 第2条 (組 織)
本会は、平田中学校区に居住する世帯主をもって組織する。
- 第3条 (目 的)
本会は、平田中学校の教育の振興を図ることをもって目的とする。
- 第4条 (事 業)
本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
(1) 教育施設の充実に対する協力後援
(2) 教職員・生徒の研究及び厚生に関する協力後援
(3) 学区内関係諸団体との連絡提携
(4) その他教育振興上必要な事項

第二章 役 職 員

- 第5条 (役員及びその職務)
本会に下記の役員を置き、「理事会」と称する。
(1) 会 長 1名
会長は本会を代表し、会務を統理し会議の議長となる。
(2) 副会長 2名
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
(3) 理 事 若干名
理事は、本会の企画・運営に当たる。
- 第6条 (役員を選出)
役員を選出は、下記の通りとする。
(1) 会長及び副会長は、中平田・北平田・東平田の各地区コミュニティ振興会長が一期毎に交代就任する。
(2) 理事は、各地区コミュニティ振興会副会長・各地区自治会長会会長・自治会長会副会長及び平田中学校長をもってこれに任ずる。
- 第7条 (役員任期)
役員任期は、2年とする。
(1) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 (監 事)
本会に、監事3名を置き、中平田・北平田・東平田各地区より1名を、それぞれの自治会長会で選出する。
(1) 監事は、本会の会務及び経理を監査する。
- 第9条 (幹 事)

本会に、幹事若干名を置く。

(1) 幹事は会長が任命し、本会の事務を分掌する。

第10条 (顧問)

本会に、顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(2) 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第三章 会 議

第11条 (会議の種類)

本会の会議は、理事会及び総会とし、理事会をもって総会に変えることができる。

第12条 (理事会)

1 理事会は、毎年1回以上これを開く。

2 理事会は、予算の決議・決算の承認並びに本会運営に関する重要事項を審議する。

第13条 (総会)

会長が必要と認めたときは、理事会の議決を経て総会を開くことができる。

第四章 会 計

第14条 (収入)

本会の経費は、各地区コミュニティ振興会の負担金、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 (基本金)

本会に、基本金を蓄積することができる。

附 則

第17条 (施行規定)

本会の施行に関し、必要な規定は理事会において定める。

第18条 (改正)

本会則の改正は、理事会において行う。

付 則

本会則は、昭和45年 3月24日より施行する。

平成 6年 3月 2日改正

平成10年 2月28日改正